

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	告 示	頁
○診療放射線技師法施行細則		一
○臨床検査技師等に関する法律施行細則		一
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	一四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	一四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一五
○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部改正	(農産園芸環境課)	一五
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	一六
○保安林の指定の解除	(同)	一七
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一七
○道路の供用開始(二件)	(同)	一七
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	一八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	一八
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一八
○教育委員会定例会の開催		一九

公 告

教育委員会

規 則

診療放射線技師法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

診療放射線技師法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。)の施行に関し、診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「政令」という。)、診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)及び診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省令第四号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(養成所の指定の申請手続)

第二条 政令第八条の規定により法第二十条第一号に規定する診療放射線技師養成所(以下「養成所」という。)の指定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

(指定養成所の変更の承認手続)

第三条 政令第九条第一項の規定により政令第七条第一項の指定を受けた養成所(以下「指定養成所」という。)の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成所の変更の届出手続)

第四条 政令第九条第二項の規定により指定養成所の変更を届け出るときは、様式第三号によるものとする。

(指定養成所の指定取消しの申請手続)

第五条 政令第十三条の規定により指定養成所の指定の取消しを申請するときは、様式第四号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

診療放射線技師養成所指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

印

診療放射線技師法第20条第1号に規定する診療放射線技師養成所の指定を受けたいので、診療放射線技師法施行令第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名(法人の名称)	住所(主たる事務所の所在地)
--------------------------------	-----------	----------------

2 診療放射線技師養成所の名称、位置及び設置年月日

名称	〒
位置	電話:
設置年月日	年 月 日

3 診療放射線技師養成所の長の氏名及び履歴

氏名	
履歴	

診療放射線技師養成所指定に関する調査

1 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始		1学年定員				高卒 (昼・夜)		年課程			
	種	類	診療放射線技師養成所	氏名	年齢	担当科目	免許番号等	免除月	取得	本の承諾書	所属長の承諾書	専任の別
3 教 員	免許の種類等	氏名	年齢	担当科目	免許番号等	免除月	取得	有・無	有・無	有・無	有・無	専任の別
								有・無	有・無	有・無	有・無	
								有・無	有・無	有・無	有・無	
4 校 舎	土地面積	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)		
	実習施設	所在地	病床数	実指者	習導数	受人数						
5 実 習 施 設	実習施設	所在地	病床数	実指者	習導数	受人数						
6 整備に関する 経費	区分	整備方法	金額									
	土地建物	設置者所有・寄附・買収・その他										
7 資 金 計 画	合計											
	区分	金額										
	自己資金											
	借入金											
	その他(具体的に)											
	合計											

(記入上の注意) 「5 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみ記入すること。

教員(専任・兼任)に関する調査

氏名 生年月日 登録番号 所属施設 所属名	現住所			職種	免許登録日	年 月 日	性別 男・女
	年 月 日	(歳)	号				
卒業学校・養成所名	年 月 年 月 年 月	卒 年	専 攻	攻 月			
職 歴							
教 育 歴							
研究発表 論又は 文							
担当予定科目							
本人承諾書	有 ・ 無		所属長承諾書		有 ・ 無		

(記入上の注意)

- 1 専任・兼任のいずれかに○を付けること。
- 2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。

(添付書類)

免許証の写しを添付すること。

承 諾 書

私は、 (養成所名)が、診療放射線技師法に基づき診療放射線技師養成所として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。

なお、第1回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

1 就任予定年月日 年 月 日

2 資 格 免許の種類 年 月 日

免許登録年月日 年 月 日

免許登録番号 第 号

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

宮城県知事 殿

承 諾 書

貴養成所が、診療放射線技師法に基づき養成所として指定された場合は、下記の者を 年 月 日付で貴所に転職させることを承諾します。

職 名

氏 名 氏 名

年 月 日

所在地

施設名

施設長

(公印)

殿

(養成所長)

(作成上の注意)

- 1 原本の写しを提出すること。
- 2 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

実習施設承諾書

当施設が、診療放射線技師学校養成所指定規則に規定する実習施設として、下記により臨床実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名
施設所在地
開設者氏名
印

(養成所長) 殿

記

実習受入1回当たりの受入人数
実習受入1回当たりの時間数
年間受入回数

人
時間
回

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

(添付書類)
実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。

実習施設に関する調査

実習施設名					
位 置					
開設者の氏名 (法人にあつては、名称) 病 床 数 (又は入所定員)					
実習生受入状況 (年度)	養成所名	年間受入延人数	実 数		
		()	()		
		()	()		
		()	()		
各部門の主任者	部 門	氏 名	職 種	役 職	経 験 年 数
	診療画像技術学				
	核医学検査技術学				
	放射線治療技術学				
当該施設の実習用設備 指定規則に定める実 習用設備	品 目	保有の有無	数量		
	エックス線診断装置	有	無		
	磁気共鳴診断装置	有	無		
	核医学診断装置	有	無		
	超音波診断装置	有	無		
	放射線治療装置	有	無		
	レントゲンフットロスモニター	有	無		
	中性子サーベイメータ	有	無		
	ダストサンプラー	有	無		
	トースキヤリプレータ	有	無		
	エミッションコンピュータ断層撮影装置	有	無		
	頸フレンチウム(甲状腺摂取率用)	有	無		
	高エネルギー放射線発生装置	有	無		
	フレンチウム(治療線量測定用)	有	無		
	フジタラジオグラフィ装置一式	有	無		
	医用エックス線コンピュータ断層撮影装置	有	無		
	磁気共鳴画像診断装置	有	無		
	骨密度測定装置	有	無		
	QCフレンチウム(診断、治療及び核医学)	有	無		

(記入上の注意)
「実習生受入状況」は、申請時の前年度の実績を記入すること。

(添付書類)

1 設置者に関する書類

- (1) 設置者が法人である場合
 - イ 法人の寄附行為又は定款
 - ロ 役員名簿
 - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
 - ニ 法人が診療放射線技師の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
- (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書

2 建物に関する書類

建物の配置図及び平面図

3 整備に関する書類

- (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
- (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
- (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の見録

4 資金計画に関する書類

- (1) 自己資金
金融機関による残高証明書等
- (2) 借入金
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
ロ 融資内諸書等があればその書類の写
- (3) 寄附金等
イ 寄附申込書
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
- (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所の場合は不要)
収支予算及び向こう2年間の財政計画

5 教育環境に関する書類

周辺の略図

6 その他

学則

(備考)

この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号(第3条関係)

指定養成所の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更の承認を受けたいので、診療放射線技師法施行令第9条第1項の規定により申請します。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 承認を受けようとする事項又は事由

変 更 の 事 項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 学則 (修業年限に関する事項) (2) 学則 (教育課程に関する事項) (3) 学則 (入所定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途及び面積 (5) 実習施設
変 更 前	
変 更 後	

3 変更の予定年月日

年 月 日

4 変更の理由

診療放射線技師養成所定員変更承認に関する調査

1 変更時期	年 月		変更前 定員	変更後 定員	変更内容									
	学級定員の増	その他()												
2 種類等	診療放射線技師養成所		免許の種類等	氏名	年齢	担当科目	免許番号等	免取年月等	許得等	本人の承諾書	所長の承諾書	専任兼任の別		
	現在の教員		新たに採用する教員	氏名	年齢	担当科目	免許番号等	免取年月等	許得等	本人の承諾書	所長の承諾書	専任兼任の別		
3 教員	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
4 校舎	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
5 実習施設	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	
	土地面積		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)		室の名称		面積 (㎡)	

- (記入上の注意)
- 1 この調査は、変更事項(3)の場合に記載すること。
 - 2 建物を増築する場合は、「4 校舎」の欄に()書きで別掲すること。
 - 3 「5 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

(添付書類)

- 1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
 - 2 学則の新旧対照表 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
 - 3 新学則 (案) 全文 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
 - 4 過去3年間の受検者数及び入学者数 (変更事項(3)の場合)
 - 5 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査 (様式第1号の「教員(専任・兼任)」に関する調査)に準じる。)及び承諾書 (様式第1号に準じる。)(変更事項(3)の場合)
 - 6 実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。)(及び実習施設に関する調査 (様式第1号に準じる。)(変更事項(3)の場合)
 - 7 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写 (変更事項(3)の場合)
 - 8 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成所の周辺の地図 (校舎移転の場合に限る。)並びに校舎の新配置図及び新平面図 (新部分は赤で囲み表示すること。)(変更事項(4)の場合)
 - 9 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。)、実習施設に関する調査 (様式第1号に準じる。)(変更事項(5)の場合)
- (備考)
この申請書は、変更を行おうとする3か月前までに提出すること。

様式第3号 (第4条関係)

指定養成所の変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更があつたので、診療放射線技師法施行令第9条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒
	電話：

2 変更があつた事項

変更の事項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 指定養成所の名称 (3) 指定養成所の位置 (4) 学期 (修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。)
変更前	
変更後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

2 学則の新旧対照表及び新学則全文 (変更事項(4)の場合)

(備考)

この届出書は、変更があつたときから1か月以内に提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成所の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成所の指定の取消しを受けたいので、診療放射線技師法施行令第13条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒
	電話：

2 指定の取消しを受けようとする理由

- 指定の取消しを受けようとする予定期日
年 月 日
- 在学中の学生があるときは、その措置

(添付書類)

指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

臨床検査技師等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

臨床検査技師等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号。以下「法」という。）の施行に関し、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「政令」という。）、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）及び臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省令第三号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(臨床検査技師養成所の指定の申請手続)

第二条 政令第十一条の規定により法第十五条第一号に規定する臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）の指定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

(指定養成所の変更の承認手続)

第三条 政令第十二条第一項の規定により政令第十条第一項の指定を受けた養成所（以下「指定養成所」という。）の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成所の変更の届出手続)

第四条 政令第十二条第二項の規定により指定養成所の変更を届け出るときは、様式第三号によるものとする。

(指定養成所の指定取消しの申請手続)

第五条 政令第十六条の規定により指定養成所の指定の取消しを申請するときは、様式第四号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号（第2条関係）

臨床検査技師養成所指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

臨床検査技師等に関する法律第15条第1号に規定する臨床検査技師養成所の指定を受けたので、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）	氏名（法人の名称）	住所（主たる事務所の所在地）
--------------------------------	-----------	----------------

2 臨床検査技師養成所の名称、位置及び設置年月日

名称	〒
位置	電話：
設置年月日	年 月 日

3 臨床検査技師養成所の長の氏名及び履歴

氏名	履歴
----	----

臨床検査技師養成所指定に関する調査

1 開設予定 等 種 類	年 月 授業開始		1学年定員	名	高卒 (昼・夜)	年課程	専任 兼任 の別
	施設	場所					
2	臨床検査技師養成所	1学年定員	名	高卒 (昼・夜)	年課程	専任 兼任 の別	
	免許の 種類等	氏 名	年齢	担 当 科 目	免 許 番 号 等	免 取 得 年 月 等	本 人 の 承 諾 書 有・無 所 属 長 の 承 諾 書 有・無
3 教 員							有・無 有・無 有・無 有・無
							有・無 有・無 有・無 有・無
4 校 舎	土地面積	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)	室の名称	面積 (m ²)
5 実 習 施 設	実習施設 の 名 称	所 在 地	病床数	実 指 者 数	受 入 数		
6 整 備 に 関 す る 経 費	区 分	整 備 方 法	金 額				
	土 地 建 物 設 備 合 計	設置者所有・密閉・買収・その他 設置者所有・新築・買収・その他	千円				
7 資 金 計 画		区 分	金 額				
		自 己 資 金 借 入 金 計	千円				
		その他 (具体的に 合 計)	千円				

(記入上の注意)
 「5 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみ記入すること。

教員 (専任・兼任) に関する調査

氏 名	現 住 所		養 成 所 名		性 別 男・女
	年 月 日 (歳)	職 種	年 月 卒	年 月 攻	
生 年 月 日	年 月 日	職 種	年 月 卒	年 月 攻	
免 登 録 番 号 所 属 名	第 号	免 許 年 月 日 所 在 地			
卒 業 学 校 名 養 成 所					
職 歴					
教 育 歴					
研 究 発 表 論 文 又 は 文 章					
担 当 予 定 科 目					
本 人 承 諾 書	有 ・ 無	所 属 長 承 諾 書	有 ・ 無		

(記入上の注意)
 1 専任・兼任のいずれかに○を付けること。
 2 研究発表又は論文は、主なものを記入し、1枚にまとめること。
 (添付書類)
 免許証の写しを添付すること。

承 諾 書

私は、 が、臨床検査技師等に関する法律に基づく臨床検査技師養成所として指定された場合は、当該施設において専任教員に就任することを承諾します。
(養成所名)

なお、第1回の卒業生が出るまでの間は、私から専任教員の辞任を申し出ないことを誓約します。

1 就任予定年月日 年 月 日

2 資 格 免 許 の 種 類 _____ 年 月 日

免 許 登 録 年 月 日 年 月 日

免 許 登 録 番 号 第 _____ 号

年 月 日

住 所

氏 名 _____ (印)

宮城県知事 殿

承 諾 書

貴養成所が、臨床検査技師等に関する法律に基づく養成所として指定された場合は、下記の者を

年 月 日付で貴所に転職させることを承諾します。

職 名

氏 名

年 月 日

所在地

施設名

施設長 _____ (公印)

(養成所長) 殿

(作成上の注意)

1 原本の写しを提出すること。

2 無職又は自営の場合は、本人が承諾した時点で、施設長の承諾書は提出する必要はないこと。

実 習 施 設 承 諾 書

当施設が、臨床検査技師学校養成所指定規則に規定する実習施設として、下記により臨地実習を担当することについて承諾する。

年 月 日

実習施設名

施設所在地

開設者氏名

印

殿

(養成所長)

記

実習受入1回当たりの受入人数

人

実習受入1回当たりの時間数

時間

年間受入回数

回

受入検査室数

室

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

(添付書類)

実習指導者の履歴書及び免許証の写しを添付すること。

実 習 施 設 に 関 す る 調 査

実習施設名 位 置 開設者の氏名 (法人にあつては、 病 床 数 (又は人定員) 実習生受入状況 (年度)	養成所名	年間受入延人数	実 数	実 数	経 験 年 数	
各検査室の主任者	検査室名	氏 名	職 種	役 職	数 量	
当該施設の実習用設備	品 名	保有の有無				数 量
	凍結切片用ミクロトーム(クリオスタットを含む)			有	無	
	連続切片用ミクロトーム			有	無	
	電気脱灰装置			有	無	
	自動包埋装置			有	無	
	電子顕微鏡標本作製装置			有	無	
	血液像自動分類装置			有	無	
	液体クロマトグラフ装置(高速液体クロマトグラフを含む)			有	無	
	血液ガス分析装置			有	無	
	ガスクロマトグラフ			有	無	
	特殊分光光度計(蛍光、赤外等)			有	無	
	放射線同位元素計測装置			有	無	
	自動生化学分析装置			有	無	
	血液凝固機能検査装置			有	無	
	電解質測定装置(炎光光度計を含む)			有	無	
	血小板凝集測定装置			有	無	
	浸透圧計			有	無	
	薬剤感受性測定装置			有	無	
	自動菌種同定装置			有	無	
	自動血球洗浄器			有	無	
	フローサイトメーター			有	無	
	筋電計			有	無	
	聴力検査装置			有	無	
	眼底写真撮影装置			有	無	
	誘発電位検査装置			有	無	
	熱画像検査装置			有	無	
	核磁気共鳴画像検査装置			有	無	
	眼振電図計測装置			有	無	
	重心動揺計測装置			有	無	
	経皮的血液ガス分圧測定装置			有	無	

(記入上の注意)
「実習生受入状況」は、申請時の前年度の実績を記入すること。

(添付書類)

- 1 設置者に関する書類
 - (1) 設置者が法人である場合
 - イ 法人の寄附行為又は定款
 - ロ 役員名簿
 - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
 - ニ 法人が臨床検査技師の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
 - (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書
- 2 建物に関する書類
建物の配置図及び平面図
- 3 整備に関する書類
 - (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
 - (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
 - (3) 設備 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録
- 4 資金計画に関する書類
 - (1) 自己資金
金融機関による残高証明書等
 - (2) 借入金
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
ロ 融資内諸書等があればその書類の写
 - (3) 寄附金等
イ 寄附申込書
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
 - (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所の場合は不要)
収支予算及び向こう2年間の財政計画
- 5 教育環境に関する書類
周辺の略図
- 6 その他
学則

(備考)
この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号 (第3条関係)

指定養成所の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更の承認を受けたいので、臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項の規定により申請します。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名称	
位置	〒
電話:	

2 承認を受けようとする事項又は事由

変更の事項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 学則 (修業年限に関する事項) (2) 学則 (教育課程に関する事項) (3) 学則 (入所定員に関する事項) (4) 校舎の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 (5) 実習施設
変更前	
変更後	

3 変更の予定年月日

年 月 日

4 変更の理由

臨床検査技師養成所定員変更承認に関する調査

1 変更時期	年 月		変更前		変更後		変更内容				
	種	類	定員	定員	学級定員の増	その他 ()	専任	兼任			
2	臨	床	検査技師養成所	氏名	年齢	担当科目	免許番号	免取得年月等	本人の承諾	所属長の承諾	専任の別
				氏名	年齢	担当科目	免許番号	免取得年月等	本人の承諾	所属長の承諾	専任の別
3	教	員	現在の教員								
			新たに採用する教員								
4	校	舎	土地面積	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	面積 (㎡)
			土地面積	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	室の名称	面積 (㎡)	面積 (㎡)
5	実	習	施設	既に承認を受けている実習施設数	実指者	実指導者	実指導者	実指導者	実指導者	実指導者	実指導者
				新たな実習施設の数	所在地	病床数	実指導者	実指導者	実指導者	実指導者	実指導者

(記入上の注意)

- 1 建物を増築する場合は、「4 校舎」の欄に () 書きで別掲すること。
- 2 「5 実習施設」については、開設者の承諾を得たもののみを記入すること。

(添付書類)

- 1 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）
- 2 学則の新旧対照表（変更事項(1)、(2)又は(3)の場合）
- 3 新学則（案）全文（変更事項(1)、(2)又は(3)の場合）
- 4 過去3年間の受検者数及び入学者数（変更事項(3)の場合）
- 5 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査書（様式第1号の「教員（専任・兼任）」に関する調査書に準じる。）及び承諾書（様式第1号に準じる。）（変更事項(3)の場合）
- 6 実習施設を新たに追加する場合は、実習施設承諾書（様式第1号に準じる。）及び実習施設に関する調査書（様式第1号に準じる。）（変更事項(3)の場合）
- 7 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産目録の写（変更事項(3)の場合）
- 8 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の指定養成所の周辺の地図（校舎移転の場合に限る。）並びに校舎の新配置図及び新平面図（新部分は赤で囲み表示すること。）（変更事項(4)の場合）
- 9 実習施設の新旧対照表、実習施設承諾書（様式第1号に準じる。）、実習施設に関する調査書（様式第1号に準じる。）（変更事項(5)の場合）

(備考)
この申請書は、変更を行おうとする3か月前までに提出すること。

様式第3号（第4条関係）

指定養成所の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名）

印

指定養成所の変更があったので、臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項の規定により
下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	〒
位 置	電話：

2 変更があった事項

変 更 の 事 項 （該当する番号に ○を付けること）	(1) 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） (2) 指定養成所の名称 (3) 指定養成所の位置 (4) 学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）
変 更 前	
変 更 後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

- 1 変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）
- 2 学則の新旧対照表及び新学則全文（変更事項(4)の場合）

(備考)

この届出書は、変更があったときから1か月以内に提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成所の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成所の指定の取消しを受けたので、臨床検査技師等に関する法律施行令第16条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 指定の取消しを受けようとする理由

3 指定の取消しを受けようとする予定期日

年 月 日

4 在学中の学生があるときは、その措置

(添付書類)
指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百十号)の一部を次のように改正する。
様式第三号及び様式第五号中「80日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五―四〇〇―三三八	障害児デイケアセンター 東松島市小松字鷹の池二百二十一五	放課後等デイサービス	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十七年 十二月三十一日

○宮城県告示第九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一二〇〇三六三	事業所の名称及び所在地 しいたけランド 登米市南方町雷百七	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援A型	設置者名 株式会社ワンズ	指定年月日 平成二十八年三月一日
--------------------	-------------------------------------	---------------------------	-----------------	---------------------

〇宮城県告示第九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一二六一〇〇二四	事業所の名称及び所在地 海人の里	廃止する指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援A	設置者名 特定非営利活動	廃止年月日 平成二十八年
---------------------	---------------------	------------------------------	-----------------	-----------------

〇宮城県告示第九十八号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月八日から施行する。

平成二十八年三月八日

第一号の表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一一〇〇〇二七	宮城郡利府町赤沼字須賀百十六番地	短期入所	社団法人利府の	二月二十九日
〇四一一〇〇〇一八	ひまわりホーム 岩沼市里の杜三丁目 五番二十二号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 短期入所	社団法人 宮城県社会福祉協議会	平成二十八年三月三十一日
〇四一一〇〇〇一八	岩沼市障害者地域活動支援センター すらぎの里 岩沼市里の杜三丁目 五番二十二号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 短期入所	社団法人 宮城県社会福祉協議会	平成二十八年三月三十一日

区分	品種名	両親 (父 母)	奨励品種 採用年次	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	草型	稈の		品質	適地	概評	
							強弱	細太			芒の有無・ 芒の長さ・ 稈先色	長所
水稲 うるち	やまのしずく	中部九四号 こころまち	平一九	八・三	九・一一	中稈 偏穂数型	強	やや強	上ノ下	山間高冷地帯、 西部丘陵地帯、 三陸沿岸地帯	耐冷性強、 良食味、 いもち病抵抗性強	耐冷性強、 良食味、 いもち病抵抗性強
同	トヨニシキ	東北七八号 奥羽二二九号	昭四九	八・一〇	九・二三	中稈 中間型	強	やや強	上ノ上	平坦地帯	強稈、良質、 いもち病抵抗性強 (葉・穂)	強稈、良質、 いもち病抵抗性強 (葉・穂)
同	ササニシキ	奥羽二二四号 ササシグレ	昭三八	八・一〇	九・二五	中稈 穂数型	強	やや強	上ノ中	平坦地帯	良質、良食味	耐倒伏性弱、 いもち病抵抗性弱 (葉・穂)
同	ひとめぼれ	コシヒカリ 初星	平三	八・一〇	九・二〇	中稈 偏穂数型	強	やや強	上ノ上	平坦地帯	極良食味、 耐冷性強	耐倒伏性弱、 いもち病抵抗性弱 (葉・穂)
同	まなむすめ	チヨニシキ 東北一四三号	平九	八・一〇	九・二〇	中稈 中間型	強	やや強	上ノ上	西部丘陵地帯の 標高の低いところ 及び三陸沿岸 地帯の平坦部	いもち病抵抗性中 (葉・穂)強、 耐冷性やや強、 食味やや強、 良	耐倒伏性弱、 いもち病抵抗性弱 (葉・穂)
同	東北一九四号	ササニシキ ひとめぼれ	平二五	八・〇七	九・二五	中稈 穂数型	強	やや強	上ノ下	北部、南部 地帯、仙台湾 及び西部丘陵 地帯	耐冷性強、 良質、良 食味	耐倒伏性弱、 いもち病抵抗性弱 (葉・穂)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
こもちまる	みやこがねもち	ヒメノモチ	蔵の華	金のいぶき	たきたて	ゆきむすび	つや姫	コシヒカリ	げんきまる	東北二一〇号 (系統名)
もちむすめ 東北糯一六一号	信濃糯三三 農林一七号	大系二二七 こがねもち	東北一四〇号 山田錦と東北一 四〇号のF1	たきたて 北陸糯一六七号	奥羽三四三 東北一五三三	東北一五七号 東八一〇	山形七〇号 東北一六四号	農林二二二 農林一七号	北陸一八八号 東北一五二二	東北一八九号 東一一二六
平二五	昭三三	昭五三	平九	平二八	平二三	平一九	平二一	平二三	平二二	平二八
八・一一	八・一五	八・一五	八・九	八・六	八・三	八・三	八・一九	八・二〇	八・二三	八・五
九・二八	一〇・一	九・一五	九・一九	九・二四	九・一五	九・二三	九・三〇	九・三〇	九・二三	九・二〇
偏中 穂重型	偏長 穂重型	偏中 穂重型	穂中 穂重型	偏や 穂重型	偏や 穂重型	偏中 穂重型	中 穂重型	中 穂重型	中 穂重型	中 穂重型
やや強	中	中	やや強	中	やや強	中	やや強	弱	強	やや強
やや太	太	太	中	やや細	中	中	中	中	太	やや太
やや少・や や短・褐	稀・短・褐	稀・短・白	中・短・白	少・短・白	短少 白・や	少・短・白	稀・短・白	稀・短・白	短や 白・少	中・や 白・や
上ノ下	上ノ下	上ノ中	上ノ下	中ノ上	上ノ下	中ノ上	上ノ中	上ノ下	上ノ中	上ノ中
北部、南部平 坦、西部丘陵、 仙台湾岸及び三 陸沿岸	山間高冷地帯を 除く県下一円	山間高冷地帯、 西部丘陵地帯	平坦地帯及び西 部丘陵地帯の標 高の低いところ	山間高冷地帯を 除く県下一円	山間高冷地帯を 除く県下一円	山間高冷地帯、 西部丘陵地帯の 標高の高いところ 及び三陸沿岸 地帯	南部平坦地帯を 中心とした平坦 地帯及び仙台湾 沿岸地帯	南部平坦地帯	山間高冷地帯を 除く県下一円	山間高冷地帯を 除く県下一円
強、いもち病抵抗性 かなり強(葉・穂)	良食味	良質、多収	大粒・酒造好適、耐 冷性やや強	耐冷性強、巨大胚、 良食味	低アミロース米、耐 倒伏性やや強、いもち 病抵抗性やや強 (葉・穂)、耐冷性 やや強	低アミロース米、耐 冷性強(葉・穂)	質、良食味	良食味、穂発芽性難 熟不良	耐倒伏性強、多収	耐冷性強、白米アミ ロース含有率やや低 い、良食味
	いもち病抵抗性弱 (葉)・やや弱(穂)			いもち抵抗性やや弱 (穂)、登熟温度に よりアミロース含有 率が変動	穂発芽性中、登熟温 度によりアミロース 含有率が変動	耐倒伏性中、成熟期 がやや遅い	耐冷性中、穂発芽性 中	耐倒伏性弱、いもち 病抵抗性弱(葉・ 穂)、低温年には登 熟不良		登熟温度によりアミ ロース含有率が変動

○宮城県告示第百九十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安
 林の指定を解除する予定である。
 平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所
 東松島市野蒜字洲崎七一・字南余景六九・字下沼二三三の二(以上三筆について次の図に示す
 部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字下沼一三三の三（次の図に示す部分に限る。）、一三三の二四

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の二七・四五の三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 道路名 北上河北線
三 道路の区域

変更の区間

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
石巻市北上町橋浦字上大須六三三番地先から 同市中野字龍源寺山一四六番地先まで	前 A	六・二	三、八五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	後 B	六・二 九・六	三、八五〇・〇		
	後 A	七・五 八・五	三、八五〇・〇		

○宮城県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 北上津山線

三 道路の区域

変更の区間

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎一六五番地先から 同市北上町橋浦字上大須六五六番地先まで	前 A	五・五	一、九〇〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	後 B	六・五 一八・七	一、九〇〇・〇		
	後 A	七・三 二〇・三	一、九〇〇・〇		

○宮城県告示第二百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上河北線	石巻市北上町橋浦字上大須六三番地先から同市中野字龍源寺山一四六番地先まで	平成二十八年三月八日

○宮城県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上津山線	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎一六五番二地先から同市北上町橋浦字上大須六五六番地先まで	平成二十八年三月八日

○宮城県告示第二百五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 雨宮地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 野蒜ヶ丘地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

- 名取市堀内字北竹二百八十一番、二百八十二番、二百八十三番、二百八十四番、二百三十八番、三百三十九番、三百四十番、三百四十一番、三百四十二番、三百四十三番、三百四十四番、三百四十五番一、二百八十一番地先の水の一部
- 東京都品川区大井一丁目三十五番三号

ルートインジャパン株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年三月八日

宮城県教育委員会

委員長 伊 藤 均

一日 時 平成二十八年三月十五日 午前九時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第四号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

第五号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

第六号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

第七号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

第八号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

第九号議案 自然の家管理規則の一部改正について

第十号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第十一号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

第十二号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

第十三号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

第十四号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

第十五号議案 教科用図書選定審議会規程の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）